

令和 2 年度決算を足元とした収支見通しと 令和 4 年度保険料率について

(1) 令和2年度協会けんぽの決算について

協会けんぽの令和2年度の収支(医療分)

令和3年7月2日公表

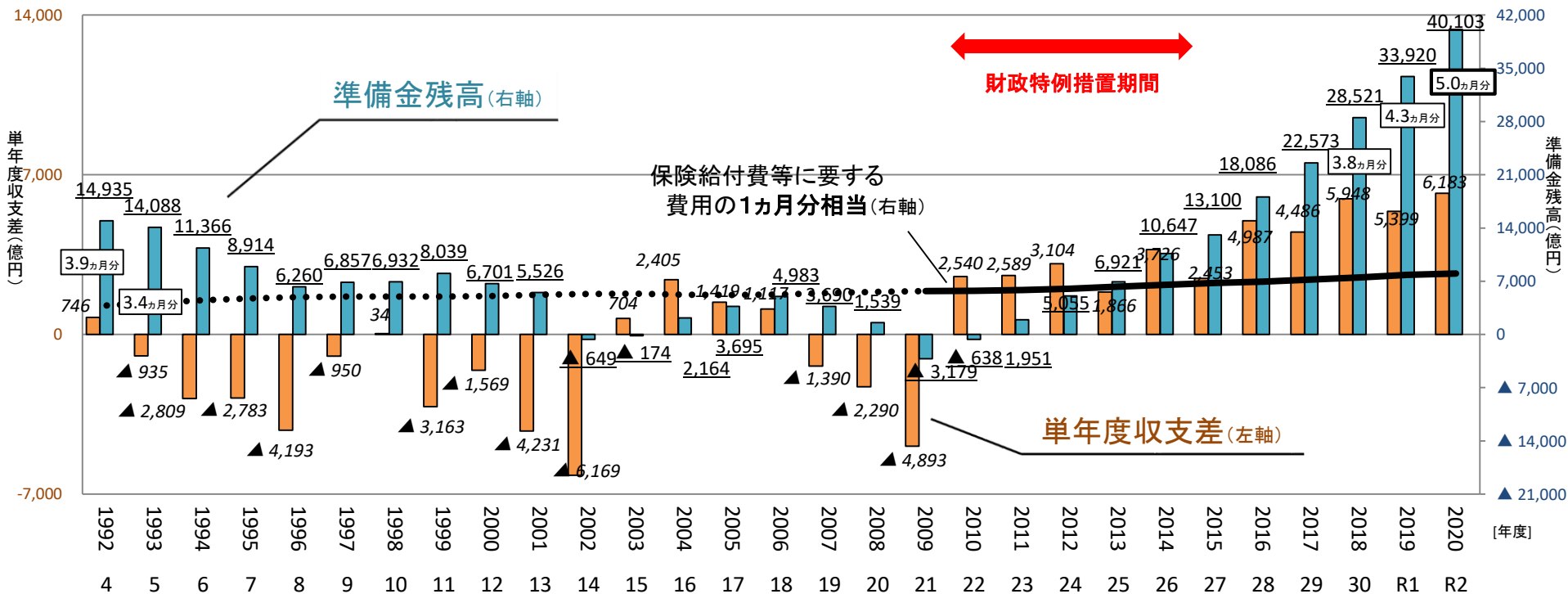
(単位:億円)

収入				支出						単年度収支差	準備金残高	保険料率
保険料収入	国庫補助等	その他	合計	保険給付費	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	退職者給付拠出金	その他	合計			
94,618	12,739	293	107,650	61,870	15,302	21,320	1	2,974	101,467	6,183	40,103	10.0%

(注)協会会計と国の特別会計との合算ベース

単年度収支差と準備金残高の推移

協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヶ月分を準備金(法定準備金)として、積み立てなければならないとされている(健康保険法第160条の2)



(2)5年収支見通しについて

5年収支見通し(令和4～8年度)について(機械的試算)

今後の被保険者数

①	令和3、4年度については、直近の協会けんぽの実績等を踏まえ、以下の2ケースを作成した。	令和3年度	令和4年度
	ケースⅠ：協会けんぽの令和3年6月までの実績をもとにしたケース	0.9%	▲0.3%
	ケースⅡ：ケースⅠより被保険者数や標準報酬月額伸び率を厳しく見たケース	0.0%	▲0.6%
②	令和5年度以降は、「日本の将来推計人口(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計		
③	令和4、6年度に実施予定の被用者保険の適用拡大※注1の影響を試算に織り込んだ。 ※注1 短時間労働者について、令和4年10月に100人超規模企業、令和6年10月に50人超規模の企業まで被用者保険を適用することとなった。また、短時間労働の公務員に適用される医療保険は令和4年10月に協会けんぽから公務員共済に変更されることとなった。		

今後の賃金上昇率

①	令和3、4年度については、以下の前提をおいた。		
	ケースⅠ	令和3年度：▲0.4%	令和4年度：0.8%
	ケースⅡ	令和3年度：▲0.7%	令和4年度：0.2%
②	令和5年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。		
	パターンA	0.8%	平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の平成27年度～令和元年度の5年平均(平成28年4月の平均標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)。
	パターンB	0.4%	平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の平成23年度～令和2年度の10年平均(平成28年4月の平均標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)。
	パターンC	0.0%	

今後の医療給付費

①	令和3、4年度の加入者一人当たり伸び率は、次の前提をおいた → ケースⅠ、Ⅱ 令和3年度：4.6% 令和4年度：1.5%
②	令和5年度以降の加入者一人当たり伸び率は、平成28～令和元年度(4年平均)の協会けんぽ等の医療費の伸びの平均(実績)を使用し以下の前提をおいた。ただし平成28年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算 → 75歳未満：2.0% 75歳以上：0.4%
③	現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用した。

上記を前提に保険料率について「10%据え置き」「均衡保険料率」「引下げ」について試算

(3-1)5年収支見通し試算(料率据え置き)

平均保険料率10%を据え置いた場合

(ケースⅠ)

(単位:億円)

賃金上昇率		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 0.8%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,500	4,800	2,400	1,900	1,000	400
	準備金	42,600	47,400	49,800	51,700	52,600	53,000
B 0.4%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,500	4,800	2,000	1,200	▲ 0	▲ 900
	準備金	42,600	47,400	49,400	50,600	50,600	49,700
C 0.0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,500	4,800	1,600	500	▲ 1,000	▲ 2,300
	準備金	42,600	47,400	49,100	49,600	48,600	46,200

(ケースⅡ)

(単位:億円)

賃金上昇率		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 0.8%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,900	3,500	1,300	800	▲ 100	▲ 700
	準備金	42,000	45,500	46,800	47,600	47,500	46,700
B 0.4%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,900	3,500	900	100	▲ 1,100	▲ 2,100
	準備金	42,000	45,500	46,400	46,600	45,500	43,300
C 0.0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,900	3,500	600	▲ 500	▲ 2,100	▲ 3,600
	準備金	42,000	45,500	46,100	45,500	43,400	39,900

(3-2)5年収支見通し試算(均衡保険料率)

均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)

(ケースⅠ)

賃金上昇率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 0.8%で一定	9.5%	9.8%	9.8%	9.9%	10.0%
B 0.4%で一定	9.5%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%
C 0.0%で一定	9.5%	9.8%	9.9%	10.1%	10.2%

(ケースⅡ)

賃金上昇率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 0.8%で一定	9.6%	9.9%	9.9%	10.0%	10.1%
B 0.4%で一定	9.6%	9.9%	10.0%	10.1%	10.2%
C 0.0%で一定	9.6%	9.9%	10.1%	10.2%	10.4%

(3-3)5年収支見通し試算(料率変更:ケースI)

均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合

(ケースI)

(単位:億円)

【令和4年度以降9.9%】		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 0.8%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,500	3,800	1,400	900	▲ 0	▲ 600
	準備金	42,600	46,400	47,900	48,800	48,700	48,100
B 0.4%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,500	3,800	1,100	200	▲ 1,000	▲ 1,900
	準備金	42,600	46,400	47,500	47,700	46,700	44,900
C 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,500	3,800	700	▲ 400	▲ 2,000	▲ 3,300
	準備金	42,600	46,400	47,100	46,700	44,700	41,500
【令和4年度以降9.8%】		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 0.8%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,500	2,900	500	▲ 100	▲ 1,000	▲ 1,600
	準備金	42,600	45,500	45,900	45,900	44,900	43,300
B 0.4%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,500	2,900	100	▲ 700	▲ 1,900	▲ 2,800
	準備金	42,600	45,500	45,600	44,800	42,900	40,100
C 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,500	2,900	▲ 300	▲ 1,400	▲ 2,900	▲ 4,200
	準備金	42,600	45,500	45,200	43,800	40,900	36,700

(3-3)5年収支見通し試算(料率変更:ケースⅡ)

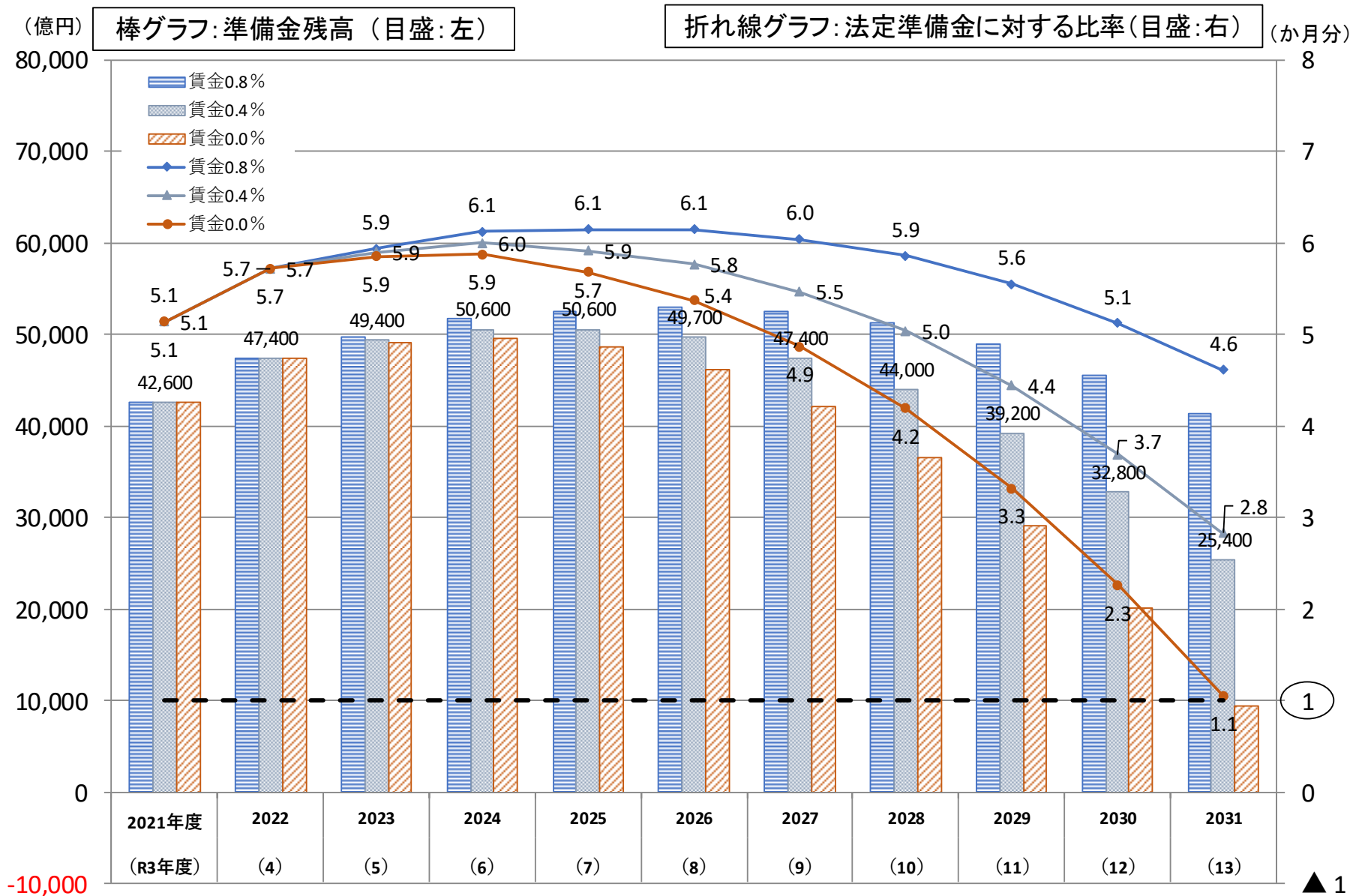
均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合

(ケースⅡ)

(単位:億円)

【令和4年度以降9.9%】		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 0.8%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	1,900	2,500	400	▲ 200	▲ 1,100	▲ 1,700
	準備金	42,000	44,500	44,900	44,700	43,700	42,000
B 0.4%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	1,900	2,500	0	▲ 800	▲ 2,000	▲ 3,100
	準備金	42,000	44,500	44,500	43,700	41,700	38,600
C 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	1,900	2,500	▲ 400	▲ 1,500	▲ 3,000	▲ 4,500
	準備金	42,000	44,500	44,200	42,700	39,700	35,200
【令和4年度以降9.8%】		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 0.8%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	1,900	1,600	▲ 600	▲ 1,100	▲ 2,000	▲ 2,600
	準備金	42,000	43,600	43,000	41,900	39,900	37,300
B 0.4%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	1,900	1,600	▲ 900	▲ 1,800	▲ 3,000	▲ 4,000
	準備金	42,000	43,600	42,700	40,900	37,900	33,900
C 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	1,900	1,600	▲ 1,300	▲ 2,400	▲ 4,000	▲ 5,400
	準備金	42,000	43,600	42,300	39,900	35,900	30,500

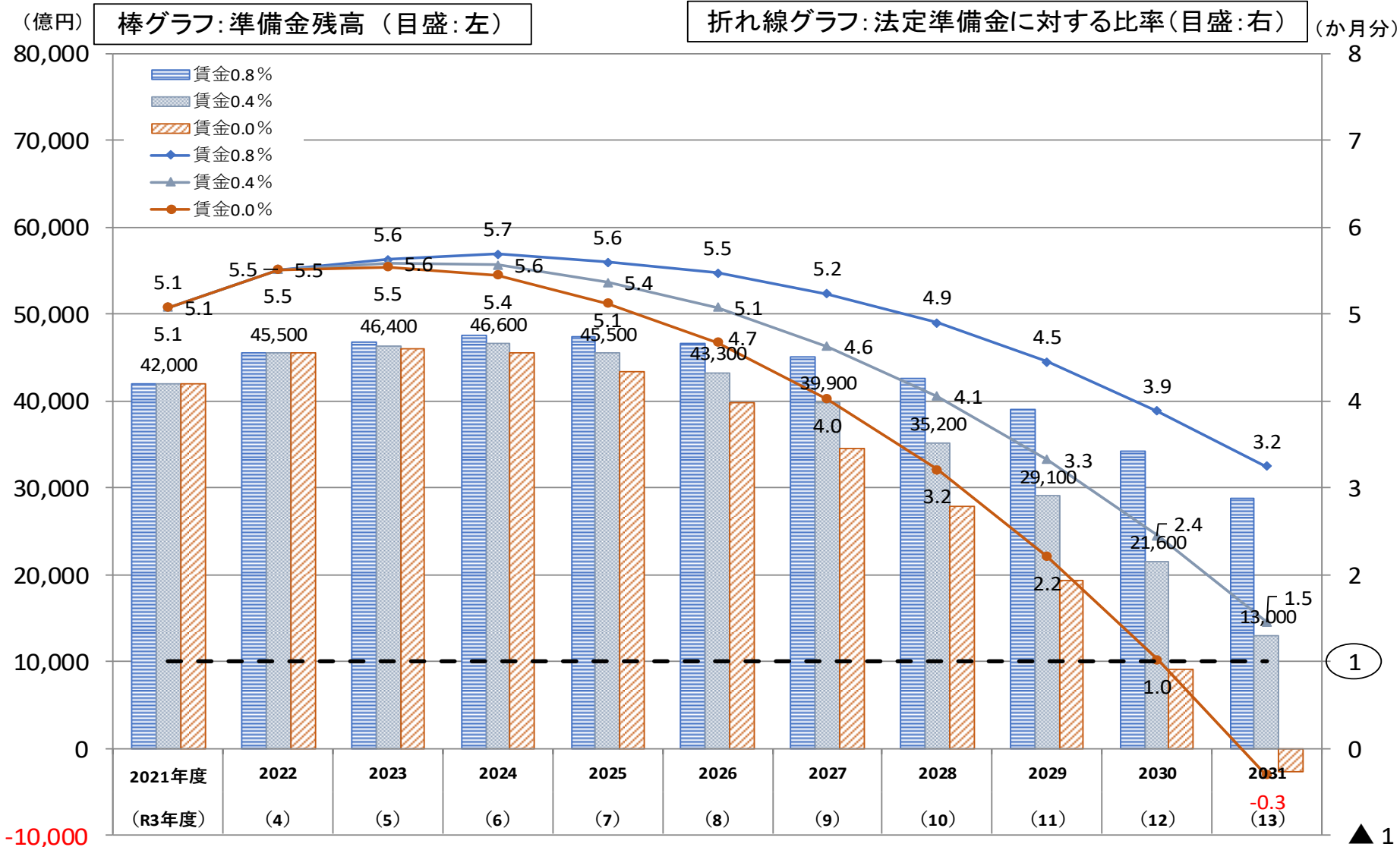
(3-4) 10年収支見通し試算(料率据え置き: ケース I)



-10,000

▲ 1

(3-5)10年収支見通し試算(料率据え置き:ケースⅡ)



(4) 令和4年度保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和2年度決算は、収入が10兆7,650億円、支出が10兆1,467億円、収支差は6,183億円と、収支差は前年度に比べて784億円増加し、準備金残高は4兆103億円で給付費等の5か月分(法定額は給付費等の1か月分)となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによる。
併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、特別な状況によるものと考えている。
- ✓ 一方で、協会けんぽの今後の財政については、以下の状況から楽観を許さない状況である。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、保険料収入の見通しも不透明である。平均標準報酬月額は、令和2年9月以降、対前年同月比マイナスで推移している。一方で、医療給付費は、受診動向等の変化の影響等によって令和2年4、5月に大幅に減少した後、徐々にコロナ禍前の水準まで戻り、令和3年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っている。このため、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
 - 高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって健診や保健指導の実施率が落ち込み、健診・保健指導にかかる費用も対前年度比マイナスとなったが、令和3年度の目標実施率を踏まえると、健診・保健指導経費は、前年度と比較して370億円程度の増加が見込まれていること。
 - 健康保険組合の令和3年度予算早期集計では、経済状況の悪化の影響によって約8割の組合が赤字を計上している。今後、健康保険組合の実質保険料率が10%を超える事態になると、財政状況の悪化した組合が解散を選択することも考えられること。
 - 平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化し続けていること。
 - 今後、高額な医薬品・再生医療等製品の薬価収載や、それらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加の可能性もあること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

(4) 令和4年度保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

【論点】

➤ 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨:「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際(平成21年9月)及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分(3月分)から変更している。

【論点】

➤ 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分(3月分)からでよいか。

(5-1) インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等について(背景)

〔検討の背景〕

① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和元年度実績の評価方法等について

- インセンティブ制度については、5つの評価指標により、支部ごとの実績を評価することとされており、また、インセンティブの保険料率については、健康保険法の施行令において、3年間で段階的に導入することとされている。
 - ・ 平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004%
 - ・ 令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007%
 - ・ 令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%
- 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があった評価指標について、3月分のみを補正し、インセンティブ保険料率については、予定どおり、0.004%から0.007%に引き上げを行うことについて、第107回運営委員会（令和2年11月25日開催）で決定した。

«インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法»

評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標1】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標2】 特定保健指導の実施率	○ 分母（特定保健指導対象者）について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子（特定保健指導最終評価終了者）については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価する。（レセプト確認は令和元年5月分から令和2年2月分までとし、加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年3月から5月等を評価の対象外とする。）
【指標5】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

(5-1) インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等について(背景)

【検討の背景】

② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度実績の評価方法等について

<論点>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか。
- ② 令和2年度実績を令和4年度保険料率に反映する場合において、インセンティブの保険料率は、政令により、千分の〇・一(0.01%)に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響が令和2年3月分のみであった令和元年度とは異なり、令和2年度においては、政府による緊急事態宣言が発出されたことにより、該当地域やそれ以外の地域によって特定健診・特定保健指導等の取扱いの差が生じたこと、新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関及び健診機関への加入者の受診控えが生じたことを踏まえ、令和2年度の評価方法等を検討する必要がある。
- このため、第108回運営委員会(令和2年12月18日開催)において、令和2年4月から8月までにおける特定健診及び特定保健指導の実績データについて、前年度である令和元年度の実績データと比較した上で、上記2つの論点を提示し議論を行った結果、令和2年度の実績値を補正して評価することは困難であるとの認識で一致し、令和3年度に改めて検討を行うこととした。

③ 健康保険組合、共済組合の対応について

- また、健康保険組合、共済組合の後期高齢者支援金加算・減算制度においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえた令和2年度の対応方針について、補正を行わずに、加算率を据え置くこととしている。

(5-2) インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等について(論点)

〔令和2年度実績の評価方法等(案)の検討〕

- こうした状況を踏まえ、以下の論点について、前回のご議論を踏まえつつ作成した対応案も含めて、改めてご議論をお願いしたい。今後、各支部の評議会でもご議論いただいた上で、次回の第113回運営委員会(令和3年11月26日開催予定)において、令和2年度実績の評価方法等について結論を出していただく予定。

<論点>

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか。**
- ② **令和2年度実績を令和4年度保険料率に反映する場合において、インセンティブの保険料率は、政令により、千分の〇・一(0.01%)に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか。**

〔対応案〕

- 第108回運営委員会(令和2年12月18日開催)の議論において、令和2年度の実績値を補正して評価することは困難であるとの認識で、委員のご認識は一致していたところ。新型コロナウイルス感染症の影響や緊急事態宣言の発出に伴う業務の縮小又は中止による影響は、年度全体の実施状況を見ても地域によってバラつきが大きく、補正は困難と考えられる。
- また、健康保険組合、共済組合の後期高齢者支援金加算・減算制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度の対応方針について、補正を行わずに、加算率を据え置くこととしている。
- これらを踏まえ、令和2年度の実績値については、補正を行わずに、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、千分の〇・〇七(0.007%)に据え置くこととしてはどうか。
- なお、インセンティブ保険料率を据え置く場合は、健康保険法の政省令の改正が必要となるため、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に諮る必要がある。

(6) 令和4年度保険料率に関するご意見

1. 平均保険料率

- 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

【協会スタンス】中長期視点で考えたい

2. インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等について

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか。
- 令和2年度実績を令和4年度保険料率に反映する場合において、インセンティブの保険料率は、政令により、千分の〇・一(0.01%)に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか。

3. 保険料率の変更時期

- 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分(3月分)からでよいか。